

木更津市潜在保育士就労奨励給付金のご案内



制度の概要

この制度は、待機児童対策の一環として、保育士人材の確保及び定着を図ることを目的に実施するものです。保育士資格を持ちながら保育の現場を離れている方（潜在保育士）が新たに保育士として市内保育施設に雇用される場合、潜在保育士就労奨励給付金を給付します。事業者が潜在保育士に就労奨励給付金を支給した実績に基づき、市が事業者に給付を行う仕組みとなっています。

市では、事業者と連携しながら、事業者が潜在保育士の育成や職場への定着をしっかりとサポートし、安心して長く働き続けられる環境づくりを目指しています。本制度を保育の現場への第一歩として、ぜひご活用ください。

対象者及び対象施設

1 給付対象潜在保育士の要件

以下の全てを満たす方を対象とします。

- 保育士資格を有すること
 - 保育士登録証の交付を受けてから1年以上経過していること
 - 市内の保育施設に保育士として新たに雇用され、令和8年7月1日以降に勤務を開始していること
 - 就労開始前1年以内に市内外の保育施設で保育士として勤務していないこと
 - 常勤で新たに雇用されること
- 民間保育施設：1日6時間以上かつ月20日以上、又は月120時間以上の勤務形態であること
- 公立保育所：1日7時間45分以上勤務し、早番、遅番及び土曜日勤務を含む勤務形態であること
- 就労開始から3年以上継続勤務の予定があり、かつ、3年以上継続して勤務することを誓約すること
 - 市税に未納がないこと

2 対象保育施設

市内に所在する以下の施設が対象です。

施設の種類
保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所）
認定こども園
小規模保育事業を行う施設

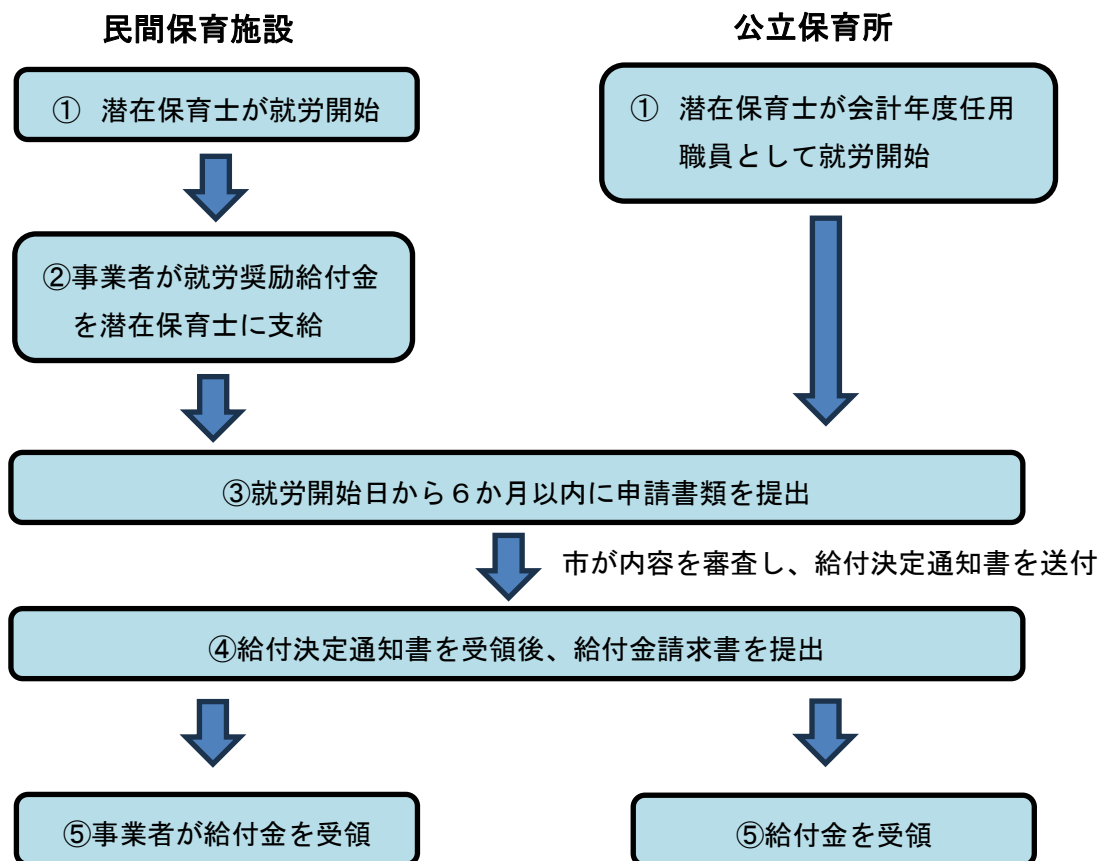
給付額

区分	給付金額
民間保育施設（事業所経由）	事業者が支給した就労奨励給付金の額 （上限20万円、千円未満切捨て）
公立保育所（会計年度任用職員）	一律20万円

※給付は、潜在保育士1人につき1回限りです。

同一の潜在保育士に対して、重複して給付を受けることはできません。

申請の流れ



給付金の申請・決定

給付金の申請は、就労開始日から起算して6か月以内に、次に掲げる書類を民間保育施設の方は事業所へ、公立保育所の方は木更津市役所こども保育課（朝日庁舎）に提出してください。

市において申請内容を審査し、給付の可否及び給付金の額を決定した後、木更津市潜在保育士就労奨励金給付決定通知書により、申請者へ通知します。

提出書類（民間保育施設へ就職された方）

※勤務先の保育施設を通して申請する際の必要書類

	保育士証の写し
	履歴書又は経歴書
	誓約書
	潜在保育士に該当することを証する書類（在職証明書等）
	給付の支払が確認できる書類又は受領証明書
※上記以外にも、事業者から追加書類の提出を求められる場合があります。	

提出書類（公立保育所へ就職された方）

	木更津市潜在保育士就労奨励給付金申請書
	保育士証の写し
	履歴書又は経歴書
	誓約書
	潜在保育士に該当することを証する書類（在職証明書等）
	市税に未納がない証明
※上記以外にも、市から追加書類の提出を求められる場合があります。	

給付金の請求

給付金の決定を受けた者が給付金を請求するときは、木更津市潜在保育士就労奨励給付金請求書を木更津市役所こども保育課（朝日庁舎）に提出してください。

※民間保育施設へ就職された方については、事業所が手続きを行います。

変更事項の届出

給付決定を受けた潜在保育士の方が、就労開始日から3年が経過する日までの間に、次のいずれかに該当したときは、速やかに潜在保育士就労奨励給付金変更届を木更津市役所こども保育課（朝日庁舎）に提出してください。

※民間保育施設へ就職された方については、事業所が提出します。

事業所から必要書類の提出を求められた際は、速やかにご準備ください。

- 保育施設を退職したとき
- 他の保育施設に異動し、または転職したとき
- 勤務条件の変更により、勤務時間が常勤の雇用形態でなくなったとき
- 申請時に勤務していた保育施設において、保育士として勤務しなくなったとき

在籍状況の報告

給付金の給付対象となった潜在保育士の方は、就労開始日から起算して3年が経過する日までの間、毎年、事業者がこども保育課へ必要書類を提出し、在籍状況の確認を行います。事業者から必要書類の提出を求められた際は、速やかにご準備ください。

※上記については、民間保育施設のみ報告が必要となります。

公立保育所については、こども保育課で確認します。

給付決定後の注意

1 給付決定の取り消し

給付決定後、次のいずれかに該当することが判明した場合は、給付決定を取り消すことがあります。

- 偽りその他不正な手段により給付金の給付決定を受けたとき
- この要綱の規定に違反したとき
- 給付金の給付要件を満たさないことが判明したとき
- その他市長が給付金を交付することが適当でないと認めるとき

2 給付金の返還

給付対象となった潜在保育士が退職等により就労継続要件を満たさなくなった場合、次のとおり給付金を返還していただく必要があります。ただし、やむを得ない理由により勤務を継続できなかった場合は、返還が免除される場合があります。

退職等が生じた時期	返還額
就労開始日から1年未満	給付決定額の4分の3
就労開始日から1年以上～2年未満	給付決定額の2分の1
就労開始日から2年以上3年未満	給付決定額の4分の1
給付決定が取り消されたとき	全額

提出書類の記入上の注意

- 黒色のボールペンで記入してください（消えるペン不能使用）。
- 記入内容を訂正する場合は、修正液または修正テープは使用しないでください。
訂正する箇所は二重線で抹消し、その上に訂正印を押印してください。
訂正印は、申請書に押印した印鑑と同一のものを使用してください。
- 木更津市潜在保育士就労奨励給付金請求書については、日付及び請求金額は記入しないでください。
- 振込口座の名義人は、申請者及び請求者と同一としてください。

問合せ先

木更津市役所（朝日庁舎） こども未来部 こども保育課 施設管理係
電話：0438-23-7245（直通）

